

岩手県告示第 219 号

騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定（平成 11 年岩手県告示第 258 号）の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p data-bbox="145 472 767 517">[略]</p> <p data-bbox="145 533 767 801">備考 1 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）に規定する第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。</p> <p data-bbox="197 1010 300 1039">2 [略]</p>	<p data-bbox="831 472 1453 517">[略]</p> <p data-bbox="831 533 1453 994">備考 1 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）に規定する第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域並びに騒音規制法（昭和43年法律第98号）第 3 条第 1 項の規定により盛岡市長、宮古市長、花巻市長、北上市長、遠野市長又は一関市長が第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域に指定した地域をいう。</p> <p data-bbox="884 1010 986 1039">2 [略]</p>
<p data-bbox="113 1061 533 1090">備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	